

令和元年第7回教育委員会臨時会議事録

令和元年7月19日

東久留米市教育委員会

令和元年第7回教育委員会臨時会

令和元年7月19日（金）午前9時17分開会

市役所3階 議会会議室

- 議題
- (1) 議案第24号 東久留米市文化財保護審議会委員の委嘱について
 - (2) 議案第25号 東久留米市立学校職員出勤簿整理規程の一部改正について
 - (3) 議案第31号 東久留米市立学校職員服務規程の一部改正について
 - (4) 議案第26号 東久留米市立小学校給食調理業務委託推進計画の見直しについて
 - (5) 議案第27号 東久留米市立市民体育施設条例の一部を改正する条例の制定依頼について
 - (6) 議案第30号 東久留米市立市民体育施設条例施行規則の一部改正について
 - (7) 議案第28号 令和元年度東久留米市一般会計（教育費）9月補正予算（案）について
 - (8) 諸報告
 - (9) 議案第29号 東久留米市教育委員会職員の服務について
- ※議案第29号の審議は非公開で行われましたので、公開している会議の議事録には掲載していません。

出席者（5人）

教 育 長	園 田 喜 雄
委 員	尾 関 謙 一 郎
(教育長職務代理者)	
委 員	宮 下 英 雄
委 員	細 田 初 雄
委 員	馬 場 そ わ か

東久留米市教育委員会会議規則第13条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

教 育 部 長	森 山 義 雄
指 導 室 長	椿 田 克 之
教 育 総 務 課 長	佐 川 公 行
学 務 課 長	白 土 和 巳
生 涯 学 習 課 長	板 倉 正 弥
図 書 館 長	佐 藤 貴 泰
主幹・統括指導主事	荒 井 友 香

事務局職員出席者

教育総務課庶務係長	鳥 越 富 貴
-----------	---------

傍聴者 2人

◎開会及び開議の宣告

(開会 午前9時17分)

○園田教育長 これより令和元年7回教育委員会臨時会を開会します。委員は全員出席です。

◎議事録署名委員の指名

○園田教育長 本日の議事録の署名は尾関委員にお願いします。

○尾関教育委員 はい。

◎議案の追加と会議の進め方

○園田教育長 本日は議案の追加がありますので、会議の進め方と併せて説明をお願いします。

○佐川教育総務課長 議案第27号で市民体育施設条例の一部改正の制定依頼を付議しますが、関連します同条例の施行規則を議案第30号として追加させていただきます。また、議案第25号と関連しますが、市立学校職員服務規程の一部改正についても議案第31号として追加させていただきます。

進め方ですが、議案第24号に続き議案第25号と議案第31号を、ならびに議案第27号と議案第30号はそれぞれ関連しますので併せてご審議いただき、採決は個々に行っていただきます。

また、公開で行う審議に続き、非公開で、「議案第29号 東久留米市教育委員会職員の服務について」の審議を行っていただきます。なお、本議案については一部の職員を除き退席させていただきます、また、議案は後ほど回収させていただきますのでご了承願います。

○園田教育長 委員の皆様にお諮りします。議案第27号に関連する議案第30号、及び議案第25号に関連する議案第31号を追加議案とすること、また、審議に当たっては議案第25号と議案第31号、並びに議案第27号と議案第30号は関連するためそれぞれ併せて審議し、採決は個々に行うこと。さらに、公開での議案審議に続き、非公開で議案第29号の審議を行いたいということですが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、新しい日程により進めさせていただきます。

◎傍聴の許可

○園田教育長 傍聴の許可に入ります。傍聴の方はいらっしゃいますか。

○鳥越庶務係長 いらっしゃいます。

○園田教育長 お入りいただきます。

(傍聴者 入室)

傍聴の方にお知らせをします。「議案第30号 東久留米市立市民体育館施設施行規則の一部改正について」及び「議案第31号 東久留米市立学校職員服務規程の一部改正について」を追加議案とします。また、「議案第29号 東久留米市教育委員会職員の服務について」の審議については、非公開で行います。ついてはその際にご退席いただきますのでご了承願います。

なお、お配りしている資料については、お入り用の場合はお持ち帰りいただけます。

◎議事録の承認

○園田教育長 議事録の承認に入ります。7月1日に開催した第7回定例会の議事録について、ご確認いただきました。

宮下委員から修正のご連絡がありましたが、ほかはよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

異議なしと認め、議事録は承認されました。

◎議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○園田教育長 日程第1「議案第24号 東久留米市文化財保護審議会委員の委嘱について」を議題とします。教育部長から説明をお願いします。

○森山教育部長 「議案第24号 東久留米市文化財保護審議会委員の委嘱について」、上記の議案を提出する。令和元年7月19日提出。東久留米市教育委員会教育長、園田喜雄。提案理由ですが、委員の任期満了に伴い、新たに委嘱する必要があるためです。詳しくは生涯学習課長から説明します。

○板倉生涯学習課長 それでは、議案第24号について補足説明します。文化財保護審議会は文化財保護法第190条第1項に基づき設置されており、その職務については、市の文化財保護条例第38条において、「審議会は、教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項を調査審議し、並びにこれらの事項に関して教育委員会に建議する。」とされています。一方、同条第39条において、「教育委員会は、市の文化財の指定およびその指定の解除のほか、教育委員会が必要と認める事項について文化財保護審議会に諮問しなければならない。」こととされています。審議会の委員については、10名以内で組織すると規定されていまして、学識経験者等、文化財に関し広くかつ高い見識を有する者のうちから教育委員会が委嘱することが定められています。任期については2年と規定されており、現在の任期が令和元年8月5日までになっていることに伴い、令和元年8月6日から令和3年8月5日までの2年間について新たな委員を委嘱するものです。

このたび、上程しました文化財保護審議会委員の名簿についてはお手元にご配付のとおりですが、ここに挙げました9名の方は全て前回以前からの再任となっています。なお、去る5月15日付で勅使河原委員から辞任届が提出され、これを受理しています。新たな任期に向けて後任人事を進めてきましたが、急な申し出であったことなどから現段階では9名で委嘱したいと考えています。新たな任期での文化財保護審議会の開催は本年11月ごろを予定していることから、引き続き後任人事を進め、会議開催までにはお示しできるよう人選、事務手続等を進めていきたいと考えています。

○園田教育長 ご意見、ご質問はいかがですか。よろしいですか。

よろしければ、採決に入ります。「議案第24号 東久留米市文化財保護審議会委員の委嘱について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

全員挙手であります。よって、議案第24号は承認することに決しました。

◎議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○園田教育長 日程第2「議案第25号 東久留米市立学校職員出勤簿整理規程の一部改正について」、日程第3「議案第31号 東久留米市立学校職員服務規程の一部改正について」を議題とします。この2議案は関連しますので併せてご審議いただきますが、採決は個々に

行います。教育部長から説明をお願いします。

- 森山教育部長 「議案第25号 東久留米市立学校職員出勤簿整理規程の一部改正について」、上記の議案を提出する。令和元年7月19日提出。東久留米市教育委員会教育長、園田喜雄。提案理由ですが、市立学校職員の出退勤管理を行うために出退勤管理機器を全校に導入することにより、現行の規程を見直す必要があるためです。

続いて、「議案第31号 東久留米市立学校職員服務規程の一部改正について」、上記の議案を提出する。令和元年7月19日提出。東久留米市教育委員会教育長、園田喜雄。提案理由ですが、先ほどと同様に、市立学校職員の出退勤管理を行うために出退勤管理機器を全校に導入することにより、現行の規程を見直す必要があるためです。詳しくは指導室長から説明します。

- 椿田指導室長 「議案第25号 東久留米市立学校職員出勤簿整理規程の一部改正について」説明します。市内小中学校に出退勤管理機器を導入することに伴い、規程を整備する必要があったため一部改正を行うものです。令和元年9月から本格導入される出退勤管理機器による勤怠管理に伴い、従来の出勤簿への押印から出退勤管理機器システムによるカード打刻による出退勤整理に移行するに際し、出退勤管理機器より記録し、出退勤管理機器システムより出力した出勤簿を従来の出勤簿として同等に扱うことを認めたものです。

続いて、「議案第31号 東久留米市立学校職員服務規程の一部改正について」説明します。市内小中学校に出退勤管理機器を導入することに伴い、規程を整備する必要があったため一部改正を行うものです。議案第25号同様に、令和元年9月から本格導入される出退勤管理機器による勤怠管理に伴い、従来の出勤簿への押印を廃止し、出退勤管理機器システムによるカード打刻によって出退勤整理に移行するに際し、出勤記録の保存方法に関する操作を示したものです。説明は以上です。

- 園田教育長 学校の働き方改革の一環として教員の勤務時間を正確に把握するために2学期から出退勤管理機器を導入するというので、それに向けての規程を整備したということがあります。ご意見、ご質問いかがですか。
- 尾関教育委員 年度途中からの導入なので、混乱や間違いがないようにしていただきたいと思います。
- 園田教育長 そのほかいかがですか。よろしいですか。よろしければ、採決に入ります。最初に「議案第25号 東久留米市立学校職員出勤簿整理規程の一部改正について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

全員挙手であります。よって、議案第25号は承認することに決しました。

続いて、「議案第31号 東久留米市立学校職員服務規程の一部改正について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

全員挙手であります。よって、議案第31号は承認することに決しました。

◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 園田教育長 続いて、日程第4「議案第26号 東久留米市立小学校給食調理業務委託推進計画の見直しについて」を議題とします。教育部長から説明をお願いします。
- 森山教育部長 「議案第26号 東久留米市立小学校給食調理業務委託推進計画の見直しについて」、上記の議案を提出する。令和元年7月19日提出。東久留米市教育委員会教育長、

園田喜雄。提案理由ですが、将来の児童推計及び本計画策定後の環境変化等を踏まえ、現行の東久留米市立小学校給食調理業務委託推進計画を見直す必要があるためです。詳しくは学務課長から説明します。

○白土学務課長 「議案第26号 東久留米市立小学校給食調理業務委託推進計画の見直しについて」、補足説明します。1ページ目をお開きください。「1 見直し実施の背景」です。本計画の策定後、今年第1回市議会定例会の議決を経まして、令和2年3月末日に下里小学校の閉校が決定したことや児童推計の状況変化もあること、また、調理方式の状況等を踏まえ、親子調理方式の組み合わせを改めて見直すこととした旨、記載しています。「2 小学校給食における調理方式の現状」です。当市での調理方式の経過について記載しています。昭和63年度に当時の大規模校である2校を除く全ての小学校で親子調理方式を導入しましたが、閉校に伴い単独調理校が増加している旨や民間調理委託方式を順次導入している状況を記載しています。

2ページ目をお開きください。「3 児童数の推移と推計」です。今後の動向に着目をしますと、東部地域では第二小学校、中部地域では第五小学校等の児童数増加が見込まれる一方、西部地域では多くの学校で児童数が減少する傾向です。「4 見直しの内容」です。今回の見直しについては1から3を踏まえ、また、親子給食組み替えの準備に要する期間を勘案して、現計画「2 推進計画の計画期間」「8 推進計画の内容」「親子給食の組み替え」「計画最終年度における体制」「年次計画について」の見直しを行うものです。

3ページ目をご覧ください。「5 見直しの箇所」についてです。「(1) 親子給食の組み替えについて」は、調理校(親校)及び受取校(子校)について、配送コンテナの作業スペースを増築済みである学校調理校を親校とする整理をしまして、また、児童数の多さや増加の傾向、地理的条件を勘案し、第二小学校や第五小学校は単独調理を維持するものと整理をしました。「(2) 本計画の期間について」は受取校となる学校の施設整備、また委託の事業者選定に一定の期間を要することから、計画期間を2年間延長し、令和4年度までとします。「(3) 計画最終年度における体制及び年次計画について」です。次頁に記載をしていますが、この計画最終年度の体制をもって、本市の小学校給食調理体制は完成するものとしています。

4ページをお開きください。上部の表が計画の見直しですが、現行からの変更点については下にある四角囲みの(参考)に記載しているとおり、組み替えを行うものとしています。次に、中段にある今年度以降の年次計画です。今年度に本計画の見直しを行い、令和2年度に第七小学校のプラットフォームの実施設設計を行います。令和3年度には本村小学校の委託準備として委託事業者の選定、また、組み替え対象校の各校への保護者説明、第七小学校のプラットフォーム工事及び各校の施設設備、備品の移設を行うものです。そして、令和4年度から組み替えを行うとともに、本村小学校と第一小学校の委託開始及び初期検証を行うものです。

なお、計画外ではありますが、参考として5ページに財政効果を試算しています。委託校数が増えますことから委託料は増となりますが、直営校の人件費等減により、ランニング経費としましては714万1,000円の効果額を掲載しています。

一方、イニシャル経費としまして、第七小学校のプラットフォーム工事及び各校の施設設備、備品の移設に要する費用としまして約3,000万円を見込んでいます。

また、その他の縮減が期待できる費用としまして、調理校が2校減少することによる需用費等が年間約200万円です。修繕や備品購入の2校当たりのこれは理論値ですが、約10

0万円です。栄養士の配置替えに伴う縮減額の480万円を掲載していきまして、その合計額としては1年当たり約1,494万1000円と試算しています。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○園田教育長 前回の教育委員会で、委員の皆様には資料として保護者への案内文等をお配りし、同時に学務課長からは口頭で概略説明がありました。今回は保護者の理解を得るということも含めまして背景なども加え、こういう形でまとめさせていただいたということです。これについて、ご意見、ご質問いかがですか。

○宮下教育委員 東久留米市ではかつて、この親子給食の問題についてとても大きな論議があったと思います。親校だったところが子校になったり、子校が親校になったりと、これから変化があるということですね。

保護者にきちんと理解していただくことが一番ですので、保護者の理解が得られるように説明を慎重にさせていただければと思います。

○園田教育長 保護者からの反応はどういう状況ですか。

○白土学務課長 先週、この組み替え対象校においては保護者向けの手紙を配布したところです。今のところ直接的に学務課に寄せられたご意見やご質問等はないです。ですが、直接、小学校給食とは関係のない場面で担当が関連したお話を伺ったという報告は受けています。

○園田教育長 今後ともぜひ丁寧に説明をお願いします。

○白戸学務課長 はい。

○園田教育長 よろしければ、採決に入ります。「議案第26号 東久留米市立小学校給食調理業務委託推進計画の見直しについて」を採決します。

本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

全員挙手であります。よって、議案第26号は承認することに決しました。

◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○園田教育長 続いて、日程第5「議案第27号 東久留米市立市民体育施設条例の一部を改正する条例の制定依頼について」、日程第6「議案第30号 東久留米市立市民体育施設条例施行規則の一部改正について」を議題とします。この2議案は関連しますので併せてご審議いただきますが、採決は個々に行います。教育部長から説明をお願いします。

○森山教育部長 「議案第27号 東久留米市立市民体育施設条例の一部を改正する条例の制定依頼について」、上記の議案を提出する。令和元年7月19日提出。東久留米市教育委員会教育長、園田喜雄。提案理由ですが、新たな体育施設を設置するに当たり、規定を整備する必要があるためです。

続いて「議案第30号 東久留米市立市民体育施設条例施行規則の一部改正について」、上記の議案を提出する。令和元年7月19日提出。東久留米市教育委員会教育長、園田喜雄。提案理由ですが、議案第27号と同様に、新たな体育施設を設置するに当たり、規定を整備する必要があるためです。詳しくは生涯学習課長から説明します。

○板倉生涯学習課長 先ず「議案第27号 東久留米市体育施設条例の一部を改正する条例の制定依頼について」、補足説明します。現在「東久留米市上の原地区土地利用構想整備計画」に基づいて整備を進めています屋外運動施設については、年内に工事を完了させ、令和2年1月12日にオープニングセレモニーを実施し、翌2月から一般への貸し出しをスタートする方向で準備を進めています。そこで東久留米市体育施設条例にこの新たな体育施設を

規定する必要があることから、本条例の改正を提案するものです。

具体的な改正内容としましては、第1に、体育施設名称及び位置を規定している別表第1に名称として「上の原グラウンド」を、位置として「東久留米市上の原二丁目2番1号」の規定を新たに追加するものです。第2に、使用時間と使用料を規定している別表第2に、使用時間を「午前7時から午後9時半」。使用料として「1時間当たり1,200円。ただし、夜間照明を利用する場合は1,900円を加算する。」の規定を新たに追加するものです。また、本条例は屋外運動施設のオープニングセレモニーの開催日に合わせて施行日を規定していますが、2月からの貸し出しに向けた抽せん予約の申し込み等に対応できるよう、準備行為について別途規定しています。

続いて、「議案第30号 東久留米市立体育施設条例施行規則の一部改正について」補足説明します。議案第27号でご説明しました上の原の新たな屋外運動施設については、屋外運動施設としまして市内で初めて夜間照明施設が設置されることとなります。このことから、体育施設条例の上の原の屋外運動施設における使用料に夜間照明を利用する場合は「1,900円を加算する。」との規定を設けています。この夜間照明については、利用が施設利用者の一部に限られることや近隣他市の状況なども鑑みまして、減額の対象外とするものと整理されたことから、規則第5条第1項の使用料の減額の規定に「(夜間照明を除く。)」との規定を設けたものです。また、様式1及び様式2については使用施設の欄に新たな屋外運動施設の名称を加えるなどの整理を行うものです。

- 園田教育長 グラウンドの名称、それから使用料をただ今の説明のとおりになりたいという提案です。ご意見、ご質問いかがでしょうか。
- 宮下教育委員 夜間照明について伺います。わが国は長い日照時間と短い日照時間大体トータルすると約3時間の差が年間ではありますが、そこら辺も考慮して夜間照明の使用料は決まったのでしょうか。
- 板倉生涯学習課長 1年間を春夏秋冬に分けてそれぞれ日照時間、日の入りの時間を算出した上で、使用時間、点灯時間を決めさせていただいています。
- 園田教育長 四季ごとに料金が変わっていくわけですか。
- 板倉生涯学習課長 点灯する時間が変わってくるものと考えています。施設使用料としましては1時間当たり1,900円とさせていただいていますので、例えば、1時間で点灯するのか2時間点灯するのかによって利用料が変わってきます。
- 園田教育長 実際に照明がつく時間によって現実的には変わってくるということですね。
- 板倉生涯学習課長 はい。
- 園田教育長 そのほかいかがですか。
- 細田教育委員 上の原のグラウンドで行える種目はどうなっていますか。
- 板倉生涯学習課長 上の原の屋外運動施設は多目的運動施設となっていますので、種目を限定しない形にはなっています。しかし、防球ネットは14.9mとなっていますので、これを超えてしまう硬式野球など一部の種目については制限を設けさせていただく必要があるものと考えています。
- 細田教育委員 いま決めておかなくて大丈夫ですか。
- 板倉生涯学習課長 申請の段階で確認し、利用の可否を判断させていただきます。
- 園田教育長 現実的にその施設でできるスポーツに限定するということですが、ただ今ご質問の、例えば野球などの利用は無理ということですか。
- 板倉生涯学習課長 少なくとも大人がやる野球や硬式野球などについては、今の段階では難

しいと考えています。

- 園田教育長 子どもの野球であれば考慮する余地はあるということでしょうか。
- 板倉生涯学習課長 はい。
- 園田教育長 そうなると実際の運用は難しくはないですかね。体育協会等とも協議して決めていくということですか。
- 板倉生涯学習課長 道具の進化がありまして、軟式野球でも最近ボールが飛ぶようになっています。現在はまだ小学生の軟式野球はできると考えていますが、今後はさらに道具の進化などにより、対応できなくなるということもあるのかなとは考えています。
- 園田教育長 難しいですね。そのほか、いかがですか。
- 馬場教育委員 上の原の屋外運動施設は市民に名称を公募するのですか。それとも東京ドームのような名前を付ける権利を売るのですか。
- 板倉生涯学習課長 上の原の屋外運動施設については、「上の原グラウンド」という名称で提案しており、市民からの公募は行っていません。理由ですが、今後は委員がおっしゃいましたとおり、ネーミングライツを検討していきたいと考えているためです。
- 園田教育長 そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。よろしければ、採決に入ります。「議案第27号 東久留米市立市民体育施設条例の一部を改正する条例の制定依頼について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

全員挙手であります。よって、議案第27号は承認することに決しました。

続いて、「議案第30号 東久留米市立市民体育施設条例施行規則の一部改正について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

全員挙手であります。よって、議案第30号は承認することに決しました。

◎議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 園田教育長 続いて、日程第7「議案第28号 令和元年度東久留米市一般会計（教育費）9月補正予算（案）について」を議題とします。教育部長から説明をお願いします。
- 森山教育部長 「議案第28号 令和元年度東久留米市一般会計費（教育費）9月補正予算（案）について」、上記の議案を提出する。令和元年7月19日提出。東久留米市教育委員会教育長、園田喜雄。提案理由ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長に教育委員会の意見を述べる必要があるためです。詳しくは各担当から説明します。
- 椿田指導室長 指導室から4点説明します。まず「1 オリンピック・パラリンピック教育推進校事業」及び「2 プログラミング教育推進校事業」この二つについては、当初予算で計上していましたが都の委託金額の変更があり、差異が生じたためにここで予算の減額を行うためです。続いて「3 持続可能な社会づくりに向けた教育推進事業」については、新たに東中学校が今年度教育推進校の指定を受けたことにより、予算の計上をしたものです。続いて、裏面の「1 理科教育支援推進事業」についてですが、当初予算では市内学校13校で計上していましたが、下里小学校の閉校に伴い事業費の内訳を組み替えるものです。
- 板倉生涯学習課長 続きまして、生涯学習課に係る補正予算（案）について補足説明します。本補正予算（案）については、新たにオリンピック・パラリンピック競技を体験できる事業を実施するためのものとなっています。歳出から説明します。一つ目はオリンピック競技体

験事業です。本市で特に関心が高いオリンピック選手種目であるハンドボールの普及を目的とした事業を、70万円をかけて実施したいと考えています。本教室の特徴として、ハンドボール未経験者でも取り組むことができるよう、ゆるスポーツとして富山県氷見市で考案されました「ハンギョボール」を取り入れて、運動が苦手な方や日ごろ運動していない方でも安全に楽しくできるよう工夫し、ハンドボールのさらなる裾野の拡大を図っていきたいと考えています。二つ目はパラリンピック競技体験事業です。こちらは産業政策課と連携しまして、11月に開催される「市民みんなのまつり」において、パラリンピック正式種目を体験できるブースであったり、フォトスポット用のパネルを設置して参加者への関連グッズの配布など行う事業を130万円かけて実施し、パラリンピックの機運醸成を図っていきたいと考えています。

一方、歳入に関しましては、ただいま申し上げました2事業に対して補助率10分の10となっています「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会機運醸成事業助成金」200万円を見込んでいます。

○園田教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問ありますか。よろしいですか。

よろしければ、採決に入ります。「議案第28号 令和元年度東久留米市一般会計（教育費）9月補正予算（案）について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

全員挙手であります。よって、議案第28号は承認することに決しました。

◎諸報告

○園田教育長 日程第8、諸報告に入ります。事務局から何かありますか。

○森山教育部長 特にありません。

○園田教育長 委員からはいかがですか。

○宮下教育委員 一つ、確認させていただきます。先日、私たち委員にも待ちに待っていた令和元年度の「学校教育要覧」が配付されました。作成に当たっては大変ご尽力いただいたと思っています。しかし、これまでのものとは今回は異なる編集になっています。最後に歴代の幼稚園長、学校の校長名、副校長名、教頭名など数頁にわたって書かれています。先ずはどのような目的で名簿を加えたのかを伺います。

○荒井統括指導主事 ご質問ありがとうございます。私が聞いているのは、以前はそういったページがあったようですが、ここ数年間は掲載がむしろ見合わせられていたとか、削除されてきたということですか。しかし、学校からは掲載の要請も多かったため、歴代の校長先生方や教頭、副校長の名前、お名前についてはきちんと掲載をした方がいいというご意見が多数寄せられたことにより、担当者からは新たにページを戻したと聞いています。

○宮下教育委員 相当前にさかのぼりますね。

○荒井統括指導主事 そのように聞いています。年度が確認できず申しわけありません。

○宮下教育委員 学校から要望があったということは、掲載する必要があるという現場からの声だったということですね。しかし、必要があるということですが、この名簿の中にあってはならないことが幾つかあるようですよ。例えば、大門中学校の「杉本」校長先生のところでは、平成29年から29年4月となっていますが、正しくは29年4月から30年7月まで杉本先生は勤務されています。これだと4カ月しかありません。それが1点。そして、次にお見えになった若澤先生も同じです。29年9月からとありますが、違いますよね。

何を言いたいのかと申しますと、掲載する必要があるのであれば、こういうことにはものすごく気を付けていなければならないということです。また、在職期間の表示についても、きちんと「平成29年4月から次の3月31日」とか揃えた方がよろしいと思います。さらに、下里中学校の副校長に「小林〇〇」さんとありますがこういう方は副校長として勤務はしていません。名前が違っています。大変失礼なことです。現在は「小林智明」先生です。名前を載せるのであれば慎重にしていかなければならないのではないですか。

なお、名簿の掲載についてですが、私の感想としては必要ないかと思えます。もっと違う情報を入れた方がいいだろうと。歴代校長の名前はその学校に聞けば分かります。学校の要覧を見れば一目瞭然です。

ということで、今年はどうしたのかなと思ひ、発言させていただきました。

また、今私が申しあげましたお名前と在職期間のところはもう一回確認していただき、修正版を出すのであればすぐに対応していただかないと、大変失礼になると思えます。といたしますのは、これは学校、教育関係団体、市長や議会、他区市にも送付されたわけですよ。

今後は慎重な対応をとっていただきたく、ここでお願いさせていただきます。

- 園田教育長 ありがとうございます。学校要覧にどういった情報を載せるのかについてですが、学校要覧が主にどういう人を対象にして作成されているのかによると思えます。その人たちにとって必要な情報を載せることが大切だと思います。そういう観点から改めて検討させていただきたいと思ひますし、また、委員がおっしゃるようにお名前のミスがあつてはいけないことなので、今後指導室では注意するようにお願いします。

そのほかいかがですか。

- 細田教育委員 マスコミや報道を見ると、全国の自殺者の33%が学校に通う子どもたちだとありました。本市では今までもしっかり見守っていただいているとは思ひますが、これからもより一層見守りをお願いします。

- 椿田指導室長 夏休み前になりますが、全校の子どもたちを対象に、何かあつたら相談できる連絡先を書いた紙を配布するなどして、自殺の未然防止に努めています。

- 園田教育長 休み明け以後の数日間というのは注意を要する期間ですので、それも改めて校長会等で例年お願いをしています。今後ともそういう周知徹底をしていくつもりです。

- 宮下教育委員 もう1件申しあげます。今年は市議会選挙と参議院選挙があり、いつも候補者のポスターがたくさん掲示されています。子どもたちにとつても見なれてきたのでしょうか。駅から自宅まで歩く途中にある掲示板の前に子どもたちが何人か集まつていて、筆を持ってポスターを指し示して話をしている光景を見ました。私は、子どもたちに「その筆先から色が漏れてポスターにかかったりしたら大変な問題になるよ。傷つけないようにしようね。みんなが見ている大切な情報だからね」と言つたら、7~8人ぐらいの男の子と女の子がいたのですが、素直に、「すみません。ありがとうございます」と言つて帰つていきました。

そういうことをしたらいけないのだ、ということを知らないで傷つけたりしまうこともあるかもしれないので、機会がありましたら校長会などを通じて、校長から先生方に周知してもらえたらと思ひます。

- 園田教育長 そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

よろしければ、以上で公開の会議を終わります。

ここで関係職員以外の方と傍聴の方はご退席をお願いします。

暫時休憩にします。

(公開する会議を閉じる)

(休憩 午前10時00分)

(傍聴者 退席)

(関係職員以外 退席)

(再開 午前10時01分)

(非公開の会議を開く)

※令和元年第7回教育委員会臨時会は非公開の会議終了後に閉会しました。

東久留米市教育委員会会議規則第28条の規定により、ここに署名する。

令和元年8月2日

教育長 園田喜雄（自署）

署名委員 尾関謙一郎（自署）